

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	危機管理防災課	整理番号	4-5
処分の種類	危険物質等に係る武力攻撃災害発生防止、防除及び軽減のための命令			
根拠法令条例等・条項	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律112号)第103条第3項及び第5項			
処分の概要	<p>知事は、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止、防除及び軽減するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、次に掲げる措置のうち政令で定めるものを講ずべきことを命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限 2 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限 3 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄 			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定 (武力攻撃事態等の発生という緊急事態は個々に態様が異なること、また、過去に処分実績がないため、あらかじめ処分基準を設定することは困難)</p> <p>【参考】 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定める区分に応じ、危険物質等の取扱者に対し、次に掲げる措置のうち政令で定めるものを講ずべきことを命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限 2 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限 3 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄 <p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第5項 前各項の規定は、危険物質等に係る武力攻撃災害が発生した場合において、これを防除し、及び軽減するときについて準用する。</p>			
基準の制定根拠	—			